

平成 28 年 8 月 8 日

## 日本専門医機構・総合診療専門研修プログラムの延期に伴う対応について

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会  
理事長 丸山 泉

日本専門医機構において、19 の領域の専門研修すべてを 1 年間延期することとなりました。つまり、総合診療領域のプログラムについても平成 30 年度に他の領域と同時に開始する予定となりました。

同時に、臨床研修医の不安、関連領域の関係者の混乱を回避する目的で、平成 29 年度から総合診療専門医を目指す専攻医予定者に対しては、プライマリ・ケア連合学会が運営している現行の家庭医療専門医を取得する道があることを勧めること、そして、該当のプライマリ・ケア連合学会の家庭医療専門医の取得を目指す研修医が、不利益を蒙らない何らかの措置を講ずることも理事会で承認されたとのことです。

本学会としましては、このような日本専門医機構の方針決定に伴い、今まで総合診療専門研修プログラムの構築に取り組んでこられた関係者、また平成 29 年度より総合診療領域の後期研修を希望する医師を全面的にサポートするために、下記のような措置を実施することとし、8 月 7 日開催の本学会理事会で承認されましたので、御連絡いたします。

日本プライマリ・ケア連合学会理事会で以下のことが承認されました。

1. 本学会家庭医療専門研修プログラム Ver2.0 は、来年度も継続運用します。
2. すでに本学会家庭医療専門研修プログラム Ver2.0 として認定しているプログラムが、すでに総合診療専門研修プログラムでの運用を視野に入れて関連施設の変更などを予定している場合、研修施設の追加や変更、指導医の追加などについては、現行の追加・変更手続きで対応しますので、所定の書式に則って申請を御願います。
  - ※追加する指導医が学会認定指導医資格を持たない場合は、3 に示した暫定指導医による対応が可能ですので、別途申請して下さい。
3. すでに日本専門医機構の総合診療専門研修プログラムへの申請は行ったが、本学会の家庭医療専門研修プログラムには申請・登録がない施設群につきましては、特別措置として新規申請を受け付けます。専門医機構の整備基準に基づく総合診療専門研修プログラムは本学会家庭医療専門研修プログラム Ver2.0 との共通点が多く、総合診療専門研修プログラムの基準を満たしたプログラムは、本学会のプログラムにおいても、指導医やプログラム責任者の要件以外はほぼそのまま適用可能です。それゆえ、できる限り手続きの簡略化・迅速化を図ることを考慮した手続きになっておりますので、申請を希望される施設は、以下をご参照いただき、早めに手続きをお願いいたします。

- 家庭医療専門研修プログラム Ver2.0 の追加申請の受付を【8月15日～9月12日】の期間で行います。審査には1～2ヶ月程度必要となる予定ですが、申請済みということで対外的に示して頂くことは可能です。プログラム申請につきましては、8/12までに本学会 HP に掲載する予定の臨時プログラム申請用紙をご利用下さい。
- 本プログラムの総合診療専門研修Ⅰ及びⅡに従事する指導医につきましては、本来は学会の認定指導医あるいは家庭医療専門医資格をお持ちの上で、学会が提供する指導医講習会の受講を必要としますが、現在、日本専門医機構で実施している総合診療特任指導医講習会を受講された方で、専門医機構のレポートの提出あるいは学会の詳細事例報告書（詳細は本学会のプライマリ・ケア認定医の認定に関する細則を参照）の提出をされた方については平成29年4月から5年間は学会の暫定指導医資格を付与し、指導医として活動していただくことを認めます。学会の詳細事例報告書の審査を希望する方は学会員であることが必要ですが、それ以外の方は必須とは致しません。
- プログラム責任者につきましては、学会員である必要があります。本学会認定指導医資格あるいは上述の暫定指導医資格を取得の上、非会員の方はプログラム申請と同時に入会申請を行って下さい。
- 平成29年度に本プログラムで研修を開始される専攻医については、学会への入会と専攻医登録が必要です。なお、本プログラムは平成29年に卒後臨床研修を修了する見込みの方だけでなく平成28年以前に卒後臨床研修を修了された方にも広く門戸を開いております。
- 上述した【暫定指導医資格】につきましては、有効期限を5年としますが、その間に学会に入会し、プライマリ・ケア認定医あるいは家庭医療専門医資格を取得した方については、本指導医に速やかに移行して頂けます。
- また、暫定指導医の要件である、日本専門医機構の特任指導医講習会が何らかの理由で受験できない場合は、救済のための指導医講習会を学会で実施する予定です。その際は、誠に申し訳ございませんが、手続き上学会への入会が必要となりますので、ご承知おき下さい。

以上、不明な点がございましたら、当学会事務局に御連絡下さい。迅速かつ確実な対応を心がけて参ります。何とぞ、ご理解頂きますよう、よろしく願いいたします。